

公 告

令和8年(2026年)5月15日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	3-30
(2) 件 名	星山登山道・縦走路及び登山者駐車場等刈払い業務
(3) 履行場所	真庭市星山地内
(4) 履行期限	令和 8年 9月30日
(5) 業務概要	刈払い業務 2回 ・星山登山道及び縦走路 L=5370m W=1.0m ・登山者駐車場等 A=0.38ha
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	緑地等保護管理(除草・草刈)
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 5月29日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、勝山振興局地域振興課【TEL】0867-44-2607へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 5月21日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	勝山振興局地域振興課 【メール】chiiki_ky@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 5月29日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、勝山振興局地域振興課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 5月29日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 5月29日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市勝山振興局地域振興課

TEL 0867-44-2607 / FAX 0867-44-4569

星山登山道・縦走路及び登山者駐車場等刈払い業務仕様書

本業務は、真庭市勝山振興局地域振興課の係員（以下「監督員」という。）の指示により、星山登山道・縦走路及び登山者駐車場等の刈払い業務を実施するものである。

なお、本業務を実施するにあたっては、業務上必要な資格及び経験を有する技術者を派遣し、労働安全衛生法などの関係法規を遵守し、安全管理の万全を期し、作業基準を定め、所定の業務を誠実に実施すること。

- 1 業務名 星山登山道・縦走路及び駐車場等刈払い業務
- 2 履行場所 真庭市星山地内
- 3 履行期限 契約日から令和8年9月30日まで
業務については、履行期限内に2回実施することとし、業務の実施期間は、次のとおりとする。
 - ① 令和8年7月1日から令和8年7月31日
 - ② 令和8年9月1日から令和8年9月30日
- 4 作業区域 登山道及び縦走路 L = 5,370m
駐車場等 A = 0.38ha
※別添図面参照
- 5 作業内容
 - 登山道及び縦走路
 - (1) 刈払ったものは、道脇に敷くこと。
 - (2) 刈幅は1m以上とし、現地の状況によりこれによりがたい場合は監督員の指示を受けること。
 - (3) 刈足高は、概ね10cm以下とし、現地の状況によりこれによりがたい場合は、監督員の指示を受けること。
 - (4) 登山道の倒木処理も行うこと。
 - (5) 市が指定する山野草は、刈払いを行わないこと。
 - 登山者駐車場等
 - (1) 刈払ったものは敷地の端に集草すること。
 - (2) 刈足高は、平坦な場所は概ね5cm以下、法面は概ね10cm以下とし、現地の状況によりこれによりがたい場合は、監督員の指示を受けること。
 - (3) 市が指定する山野草は、刈払いを行わないこと。
- 6 作業時間
作業時間については、事前に監督員と協議のうえ行うこと。
- 7 提出書類について
 - (1) 次の事項を記入した着手届
 - ① 作業する箇所の名称、住所、作業着手年月日
 - ② 作業完成予定年月日

- ③作業の担当者氏名
- (2) 次の事項を記入した完成届
 - ①作業した箇所の名称、住所、作業完成年月日
 - ②作業の箇所を示した写真（施工前、施工中、施工後において同じ角度からポール等を設置し対比できるよう撮影したもの）
 - ③作業の担当者氏名
- 8 注意事項
 - (1) 現場確認

現場説明会は行わないため、現場確認を行う場合は、事前に勝山振興局地域振興課（0867-44-2607）まで連絡すること。
 - (2) 疑義
 - 1) 入札前に疑義の生じる場合は、質疑期間内にファックスで提出すること。
ファックス番号：0867-44-4569
 - 2) 受注者は、業務の実施中も疑義が生じた場合は監督員と協議し、監督員の指示を受けて実施すること。
 - (3) 内訳書の提出

入札時に入札金額に応じた内訳書を提出すること。（真庭市様式）
 - (4) 周辺構造物等への対策

業務の実施にあたっては、付近の植栽木・通行者・車両等に損害の危険防止に嚴重な注意を払うこと。
 - (5) 損傷部補修

事故または災害が生じた場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに監督員に報告すること。その際、監督員の指示に従い同等以上の資材（物品）をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
 - (6) 星山国有林の間伐事業

星山国有林の間伐事業が予定されており、刈払いと間伐の時期が重複する可能性があるため、業務の実施にあたって十分な注意を払うこと。なお、間伐事業の時期については、判明後に通知する。
 - (7) 秘密の厳守

本業務の実施に伴い知り得た事項については、秘密を厳守すること。
 - (8) 法令の遵守

業務にあたっては、各種法令・規則・条例等を遵守すること。

登山者駐車場等刈払いマップ



1/2000

星山東登山口



星山登山口駐車場

0.38ha

0m

90m

